

## おむつ代助成のしおり

おむつ代の助成は、入院・入所されている病院等で区の紙おむつの使用ができない場合に、実際に病院等で紙おむつを使用し支払った金額について月額7,000円を限度に支給するものです。

### 1 利用資格

介護保険の要介護認定で**要介護2以上**と認定され、寝たきりまたは認知症でかつ失禁状態にある方で、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）以外の施設（医療保険適用の一般病院・有料老人ホーム等）に入院・入所されている方（**紙おむつの持ち込みができない病院・施設に入られている方**に限ります）。

### 2 助成開始月

紙おむつ等支給申請書及び指定おむつ使用証明書を**区が受付した月から助成**されます。（ただし、区の紙おむつを受領した月に申請した場合は、申請した月の翌月から助成になります。）**指定おむつ使用証明書は、病院（施設）がかわるたびに提出が必要**です。助成が決定された方には、区から決定通知をお送りします。

### 3 助成が決定された方の請求手続

**おむつ代は年3回、下記の日程で請求していただいた後、支払となります。**

おむつ使用月	請求期間	支払月
4・5・6・7月	8月下旬	9月下旬
8・9・10・11月	12月下旬	1月下旬
12・1・2・3月	4月下旬	5月下旬

◎請求期間が近づきましたら郵送によりお知らせします。手続の方法や必要書類等請求についての詳しい内容は、請求期間直前にお送りする通知にてご確認ください。

※なお、請求時には対象月の**おむつ代の領収書（おむつ代・病院名が明記されているもの）**が必要となります。請求期間まで大切に保管くださいますようお願いいたします。

◎令和2年4月分以降は、**おしりふき代も助成対象となります。**

※ただし、領収書におしり拭きの金額が明記されている場合に限り、助成いたします。

### 4 【重要】 転院や施設を移る予定のある方/既に移られた方へ

**おむつ代は、申請時に提出されている「指定おむつ使用証明書」の病院で支払った代金のみを助成**します。転院先の病院等においても区の紙おむつが使用できない場合は、**転院先の病院等の「指定おむつ使用証明書」のご提出が必要**です。転院先の病院等におけるおむつ代助成は、**転院先の「指定おむつ使用証明書」を区が受付した月より開始**となります。ご提出いただくまでの**期間については助成できません**のでご注意ください。転院の予定のある方、既に転院された方は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

### 5 その他

病状の回復などで紙おむつを使用しなくなった場合や、転院・退院等により区の紙おむつを使用できる場合はご連絡ください。

おむつ代助成の対象施設は、医療保険適用の病院・有料老人ホーム・ケアハウス等です。

※紙おむつ現物の支給を受けられた月は、おむつ代助成の対象となりません。

また、一日でも介護保険施設の利用がある場合、その月のおむつ代については助成できませんので、ご了承ください。

(問合せ先)

中央区築地一丁目1番1号

中央区役所福祉保健部高齢者福祉課高齢者サービス係

電話 (3546) 5355・5225 (直通)